

食品表示基準の一部改正について

令和2年10月
消費者庁食品表示企画課

1. 食品表示基準の改正概要について	2
2. 生鮮食品の義務表示制度	5
3. 玄米及び精米に関する表示の改正について	6
(参考1) 食品表示の監視について	12
(参考2) 過去の農産物検査法に関連した玄米及び精米の表示に関する議論	16
4. 食品表示基準施行スケジュール	17

1. 食品表示基準の改正概要について

食品表示基準（以下「基準」という。）の一部改正の概要は、以下のとおり。

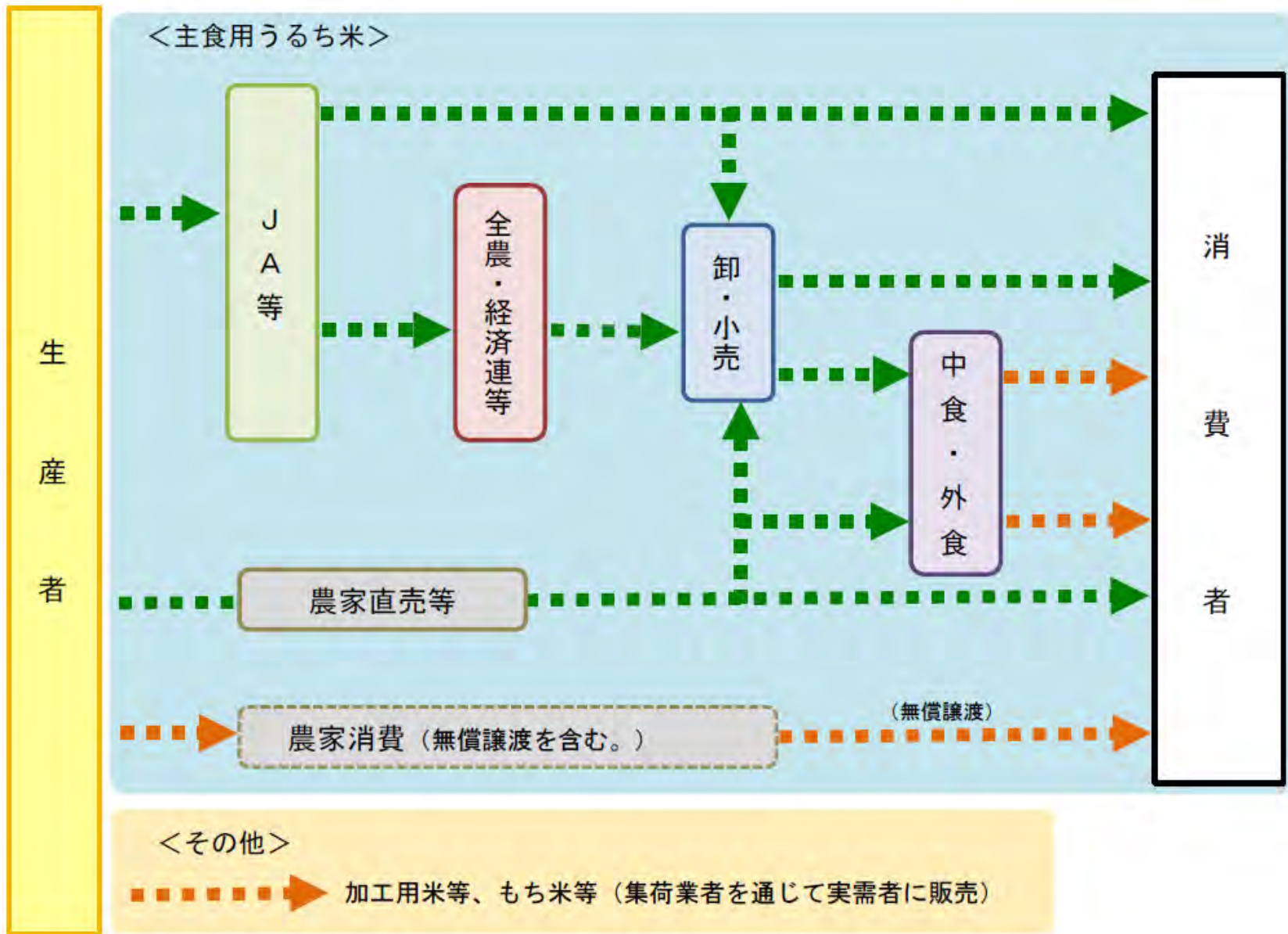
○ 玄米及び精米に関する表示

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、基準の一部を改正。

【改正対象条項】

第23条、別表第24、別記様式4

米の流通構造 (イメージ)



規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

(7)農産物検査規格の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	<p>農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。</p> <p>a（略）</p> <p>b 産地、品種、産年などの食品表示 食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。 また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。 以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。</p>	令和2年度措置	a:（略） b: <u>消費者庁</u> 農林水産省

2. 生鮮食品の義務表示制度

○名称、原産地が、横断的義務表示事項とされている。（基準第18条関係）

名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品：都道府県名 輸入品：原産国名
	畜産物	国産品：国産である旨 輸入品：原産国名
	水産物	国産品：水域名又は地域名 （主たる養殖場が属する都道府県名） （水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名 又は港が属する都道府県名） 輸入品：原産国名



名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇〇〇 令和2年		
内容量	5kg		
精米時期	R02.10.中旬		
販売者	株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇〇-1234 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

○品目によって、名称、原産地のほかに、個別に表示が義務付けられている事項もある。（基準第19条、別表第24）

（例1）
品目：玄米及び精米
表示事項：原料玄米（産地、品種、産年）、内容量、調製時期、精米時期又は輸入時期、食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

（例2）
品目：切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって生食用のもの（凍結させたものを除く）
表示事項：保存の方法、消費期限、加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称、生食用である旨 等

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について①

規制改革実施計画を踏まえ、①農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の表示を可能とし、②一方で、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、産地、品種、産年の根拠を示す資料の保管を義務付け、③農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、④生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報は、枠内への表示を可能とするため、基準第23条、別表第24及び別記様式4の改正を行う。

【現行の玄米及び精米の食品表示と見直し案の表示例】

現 行

見直し案

表示の根拠を示す
資料の保管の義務付け

<農産物検査による証明があるもの>

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県	コシヒカリ	2019年
内容量	〇kg		

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県 農産物検査証明による		
内容量	〇kg		

農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していることの記録
(例) 農産物検査の証明書 など

<農産物検査による証明がないもの>

名 称	精 米			
原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	未検査米 国内産			10割
内容量	〇kg			

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 新潟県 〇〇ライス(生産者名)確認による		
内容量	〇kg		

使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料
(例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)
種子購入記録、
栽培記録(品種、産年) など

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

改正案 第23条（表示禁止事項）

現行	<p>1 食品表示関連事業者は、第18条、第19条及び第21条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第5号に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあつては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、<u>第3号及び第4号</u>に掲げる事項については、第19条に規定するところにより表示する場合を除く。</p> <p><u>一 未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語</u></p> <p>二～四（略）</p>
改正案	<p>2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあつては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、<u>第2号及び第3号</u>に掲げる事項については、第19条に規定するところにより表示する場合を除く。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>一～三（略）</p>



3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

(個別的義務表示)

第19条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち別表第24の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合及び容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

改正案 別表第24（第19条、第20条、第24条、第25条関係）

食品	玄米及び精米	
表示事項	原料玄米	
表示の方法	現行	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について<u>証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた</u>原料玄米にあつては、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。</p> <p>二 一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種<u>若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨</u>を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を表示する（<u>三及び四</u>において同じ。）。</p>
	改正案	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について<u>根拠を示す資料を保管している</u>原料玄米にあつては、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。</p> <p>二 一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種<u>又は産年が同一でない旨</u>を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を表示する（<u>三</u>において同じ。）。</p>

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

改正案 別表第24（第19条、第20条、第24条、第25条関係）

食品	玄米及び精米	
表示事項	原料玄米	
表示の方法	現行	<p>三 二の場合においては、二の規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の<u>三つの表示項目について、証明の内容に基づき、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて表示することができる。ただし、産地について証明を受けていない原料玄米の産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条の規定に基づき伝達される産地を表示することができるものとする。なお、この場合において、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定めるところにより表示する。</u></p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 産地の表示をする場合にあっては、一に規定するところにより<u>表示し、産地について証明を受けていない原料玄米について産地の表示をする場合にあっては、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と表示する。</u></p>
	改正案	<p>三 二の場合においては、二の規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の<u>三つの表示項目の全部又は一部について、当該産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管している場合に限り、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて、次に定めるところにより表示することができる。</u></p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 産地の表示をする場合にあっては、一に規定するところにより<u>表示する。</u></p>

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

改正案 別表第24（第19条、第20条、第24条、第25条関係）

食品	玄米及び精米	
表示事項	原料玄米	
表示の方法	現行	<p>四 <u>二の場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあっては、当該未検査米についてこの規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △割」と表示することができる。</u></p>
	改正案	<p>四 <u>一又は三の場合においては、産地、品種、産年その他の原料玄米の表示事項の根拠を確認した方法（以下「表示確認方法」という。）について、次に定めるところにより表示することができる。</u> <u>イ 当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について証明（国産品にあっては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた場合にあっては、当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について、当該証明を受けた旨を表示する。</u> <u>ロ イに規定する場合以外の場合にあっては、表示確認方法（産地、品種及び産年の三つの表示項目については証明以外の方法に限る。）を表示する。</u></p>

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

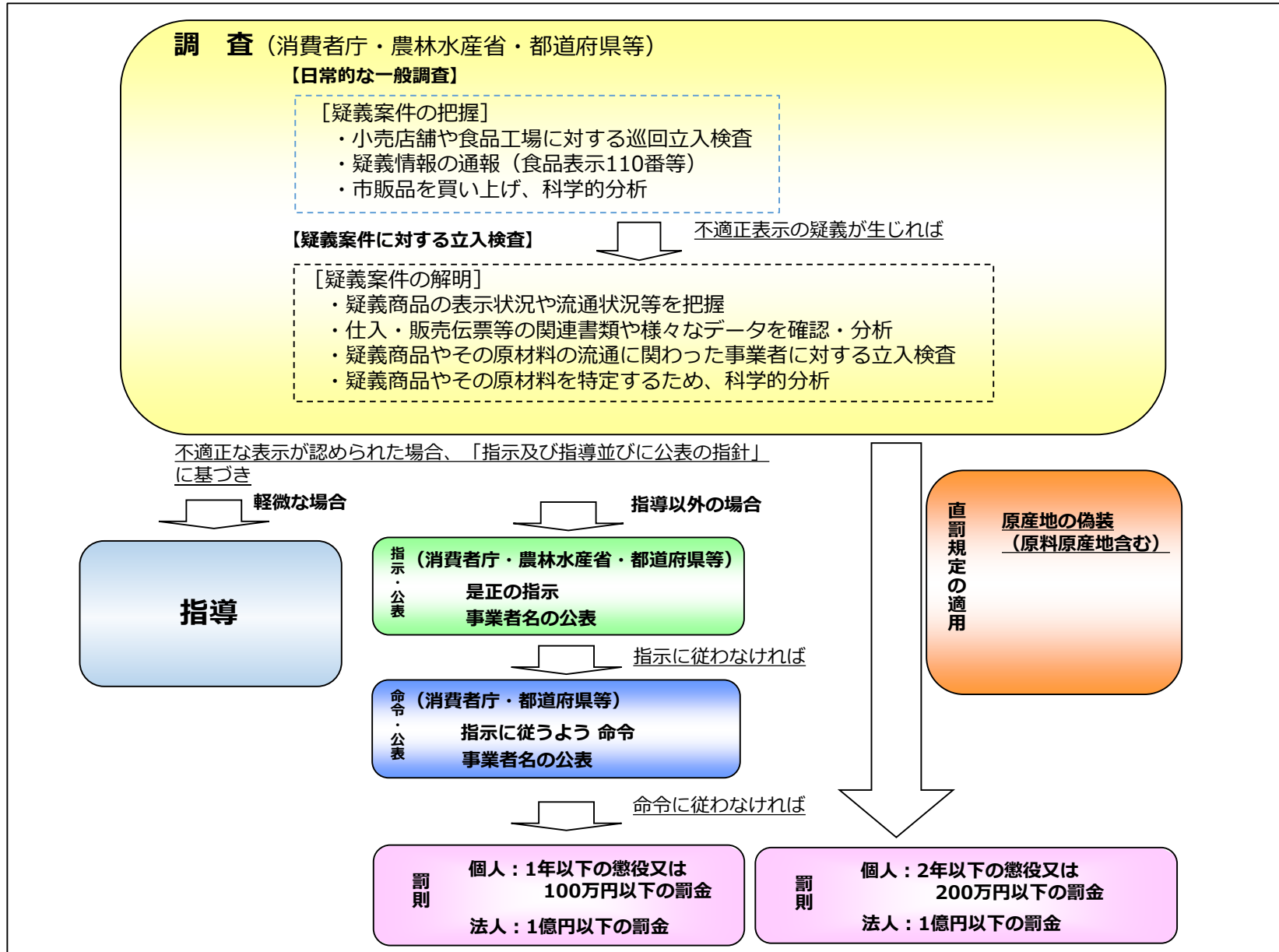
改正案 別記様式4 (第22条関係)

名称				
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
内容量				
精米時期				
販売者				

現行	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示することができる。 2 産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その事項を省略することができる。 3 産年及び精米時期をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米時期の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。 4 単一原料米にあつては、使用割合の事項を削除する。 5 玄米にあつては、この様式中「精米時期」を「調製時期」とする。 6 輸入品であつて、調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては、この様式中「調製時期」又は「精米時期」を「輸入時期」とする。 7 表示を行う者が精米工場である場合にあつては、この様式中「販売者」を「精米工場」とする。 8 この様式は、縦書きとすることができる。 9 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
改正案	<p>備考</p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>10 消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。</u></p>

(参考 1) 食品表示の監視について

(1) 食品表示の監視体制について (品質事項 (酒類を除く。)) の場合。)



(2) 食品表示の監視主体について（品質事項（酒類を除く。）の場合。）

監視主体	広域	消費者庁
		農林水産省（本省＋地方農政局）
	県域	都道府県
	市域	指定都市 （ 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、 浜松市、岡山市、相模原市、熊本市 ）

(注) 県域：事業所等が1の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者（都道府県内食品関連事業者）

市域：事業所等が1の指定都市の区域内のみにある食品関連事業者（指定都市内食品関連事業者）

広域：都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者

食品表示基準に係る指導、指示及び命令件数

(括弧内の件数は、玄米及び精米の表示に関する違反件数)

	国※1			都道府県等		計	
	指導※2	指示	命令	指示	命令※3	指示	命令※3
平成29年度	231 (16)	11 (0)	0	10 (1)	2	21 (1)	2
平成30年度	218 (9)	12 (2)	0	12 (1)	2	24 (3)	2
令和元年度	169 (6)	3 (0)	0	7 (1)	0	10 (1)	0

※1 消費者庁、国税庁及び農林水産省を指す。

※2 都道府県等の指導件数については、法令に基づく国への報告義務なし。

※3 食品表示法第6条第5項に基づく命令及び同条第8項に基づく回収等命令の合計件数。


【玄米及び精米（産地、品種及び産年）に関する指示の主な事例】

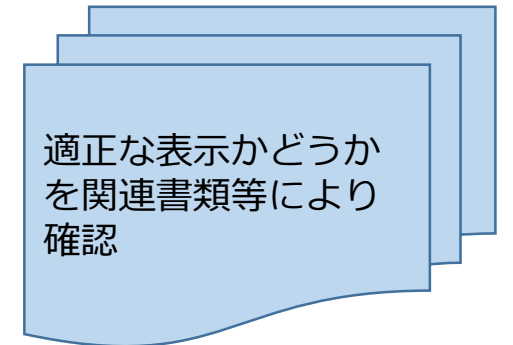
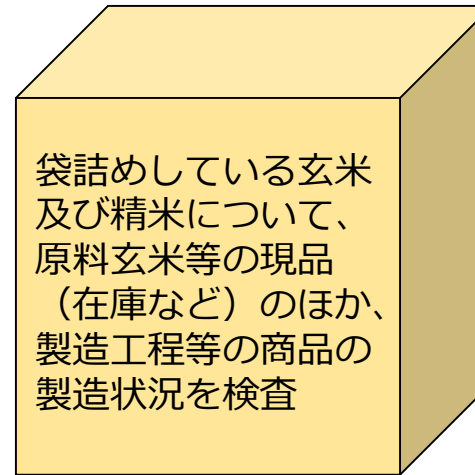
- 未検査米に産地、品種及び産年を表示して販売（平成24年5月）
- 外国産米を国産米として販売、国産米について、産地及び品種を偽装して販売（平成25年10月）
- 使用した原料玄米とは異なる産地及び品種で販売（平成28年2月）
- 表示している産地とは異なる産地の米穀を混入し販売（令和元年9月）

(4) 玄米及び精米の表示の真正性確認に係る立入検査の例

調査事項	<ul style="list-style-type: none">・ 名称・ 原料玄米 <u>(産地、品種、産年)</u>・ 内容量・ 調製時期、精米時期又は輸入時期・ 食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号・ 新米表示等の任意表示
------	--

食品関連事業者（米卸、精米工場等）に対する立入検査の例

食品関連事業者（米卸、精米工場等）に対し、
無通告で立入検査を実施 



これらの検査の結果、不適正な表示が認められた場合、指導又は指示・公表

(参考2) 過去の農産物検査法に関連した玄米及び精米の表示に関する議論

- 今般の改正は、近年農産物検査証明を受けていない米を直接販売するなど米の流通は多様化しており、このような農業者から農産物検査証明を受けていない米についても産地、品種及び産年の表示を可能とする要望が規制改革推進会議に寄せられたことを契機として決定された、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ行うもの。
- 一方、平成23～24年には、食品表示部会において「規制・制度改革に係る対処方針」及び「日本再生加速プログラム」を踏まえ、農産物検査法に基づく検査証明以外の方法による玄米・精米の品種・産年の証明を行う方法について審議を行った。第三者チェックを伴う認証等はコスト面から実行可能性が見込めないこと等から、新たな検査証明の仕組みを構築することは困難と判断し、審議を終了した。

○ 「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）

規制改革事項	米の農産物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方について <u>＜一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に＞</u>
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の年産・品種について、<u>農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。</u> <u>＜平成22年度検討開始・できる限り早期に結論＞</u>

○ 「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）

事項名	米の農産物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方
規制改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の年産・品種について、<u>農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、工程表（検討スケジュール）を策定、公表した上で、平成25年度上期までに結論を得る。</u> <u>＜平成25年9月までに措置＞</u>

○ 平成23～25年に食品表示部会で審議

- ・ 米穀関係団体、消費者団体及び登録検査機関に対して、品種、産年等の表示に関する意見聴取を行い、農産物検査法の証明によらない品種、産年表示の証明方法について検討。
- ↓
- ・ 農産物検査法と同様の第三者のチェックを伴う認証や、DNA分析等による科学的分析等に伴う証明の手法などが提案されたが、第三者チェック等は現行の農産物検査よりかなりコストが高くなり利用者が見込めないこと等から、実行性が見込める新たな検査証明の仕組みを構築することは困難だと判断し、審議を終了。

4. 食品表示基準施行スケジュール

